

林業の現場の作業安全のための規範（個別規範）に関する意見について

該当箇所	該当ページ	資料種類	ご意見	対応の考え方	委員
○共通					
①全般	p.1	解説書（共通）	「事業者向け」、「事業者団体向け」について、それぞれ誰を対象としているのが定義又は範囲を明確にして頂きたい。	個別規範の位置づけやその対象等について、解説書の「はじめに」に明記します。	飛山委員
②全般	p.1	解説書（共通）	規範の位置づけを明確にすべきではないか。具体には、規範は「誰が（農林水産省が）定め、誰に（事業者等に）、何を（規範に基づく取組を）求めるのか」といったことを記載すべき。	<反映案> (事業者向け) 「個別規範」は、農林水産省に設置された「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」の議論を経て、林野庁において定めたもので、林業を営む会社や森林組合の経営者のほか、雇用者のいない一人親方や家族経営の世帯主の方々が、作業安全対策の推進のために取り組むべき事項を示したものです。 (事業者団体向け) 「個別規範」は、農林水産省に設置された「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議」の議論を経て、林野庁において定めたもので、林業を営む会社や森林組合、雇用者のいない一人親方などが組織する団体が、作業安全対策の推進のために取り組むべき事項を示したものです。	飛山委員
③全般	p.1	解説書（共通）	個別規範は、誰が守るべき基準なのか明確に記載すべきではないか。全般に主語があいまいな文書が多く、対象が経営者なのか労働者なのか。あるいは経営者や家族を含む従事者なのかわかりづらい。	上記も含め書きぶりについて修正します。	飛山委員
④全般		解説書（共通）	全体の印象として、規範を受け取った側の立場に立ったより丁寧な記載とすべきではないか。	そのような方向で個別に修正します。	飛山委員
⑤全般	p.2,9	解説書（共通）	他に従業員がいない場合は該当しません。⇒一人親方であっても〇〇が必要です。	<反映例> 雇用者のいない一人親方や家族経営の方など、義務化されていない方についても保護具等の着用を努めましょう。	飛山委員

○事業者向け					
⑥全般	p.3,4,5,6,8,9,10,12,14,18,19,22,23	解説書（事業者向け）	引用法令等について、再度確認すべき。誤解を与える記載が見られる。	再確認の上、修正します。	飛山委員
⑦全般	p.9,11	解説書（事業者向け）	務める⇒務める	該当箇所（2箇所）を修正します。	飛山委員
⑧はじめに	p.1	解説書（事業者向け）	規範、解説書ともに、法令遵守を基本に作成され、安全ガイドライン等での推奨事項は必ずしも網羅的に反映していないと感じるが、「はじめに」の中で、法令遵守はもとより、ガイドライン等通知レベルの推奨事項にも取り組むことが望ましい旨を表明してはどうか。	■ 「はじめに」の中で、労働安全衛生法令に加えて「ガイドライン」を記載します。 <反映案> 個別規範の各取組は、事業者の事業内容や規模等により、労働安全衛生法令やガイドライン等（以下「法令等」という。）において既に義務化や取組を推奨されていたり、他の既存の制度等と内容が重複するものもあります。 ■ 1-2-1「関係法令を遵守する」の参考「主な関係法令等」に、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」、「チェーンソー取扱い作業指針について」を追記します。	川端委員
⑨1-1-1	p.2,21	解説書（事業者向け）	目標として無事故日数のように作業者に報告しにくい環境を作るような目標は立てないことを例示するとよいと思う。	■ 「目標の設定」について、「無事故日数」等の目標ではなく、それに向けた「具体的な取組の目標」とするよう解説書の「取組の必要性」と「具体的な取組内容等」の記載を修正します。 <反映案> 【取組の必要性】 また、作業事故防止のためには、具体的な対策に取り組む必要があります。そのため、作業事故防止に向けた具体的な取組の目標を設定し、従事者が常にそれを意識して行動できるようにすることが重要です。 【具体的な取組内容等】 また、「当該年度において作業安全に関する点検等を行う回数」、「当該年度における作業安全に関する研修等の開催回数」など、作業事故防止に向けた具体的な取組の目標を設定し、従事者全員に周知しましょう。 ■ 指摘の趣旨を踏まえ、1-5-1「ヒヤリ・ハット」の「具体的な取組内容等」に追記します。 <反映案> 事業場内で発生した軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例について、事業場の実情に適した方法で把握する仕組みを作りましょう。 ヒヤリ・ハット事例を報告しやすい環境を作ることも重要です。また、把握した事例については、原因を分析し、再発防止策を講じましょう。	上村委員
⑩1-1-2	p.2,21	解説書（事業者向け）	「※他に従業員がいない場合は該当しません。」を「※他に従業員がいない場合は該当しません。しかし、自らの作業や行動をおこす時には、安全を意識することは大切ですので、自らを安全責任者と称することとしてはいかがでしょうか。」としてどうか。 【理由】自らの安全に向け取組を促すため。	ご指摘を踏まえ修正します。 <反映案> ※ 他に従事者がいない場合は該当しません。自らを安全責任者として安全の取組を行います。	樋野委員
⑪1-1-2	p.4	解説書（事業者向け）	(参考) 管理者等の要件と業務について、法令の内容について誤解を与えないようなまとめ方をしていただきたい。例えば、安全管理者の資格要件として、例示が代表的なものとなっているか等検討していただきたい。	安全管理者の資格要件の例示として、「7年以上産業安全の実務に従事した経験を持ち、厚生労働大臣が定める研修（安全管理者選任時研修）を修了した者」を追記します。	飛山委員

該当箇所	該当ページ	資料種類	ご意見	対応の考え方	委員
⑫ 1-1-3	p.4	解説書（事業者向け）	「また、国、都道府県、林業・木材製造業労働災害防止協会等が・・・セミナーに」を「また、国、都道府県、林業・木材製造業労働災害防止協会等が・・・セミナーや講習会に」とする。 【理由】林災防の技能講習等の一部の「講習会」は受講資格が必要ですが、特別教育や通達に基づく安全衛生教育は受講できるので、それを示すため。	ご指摘を踏まえ「講習会」を追記します。	樋野委員
⑬ 1-1-3	p.4,5	解説書（事業者向け）	【具体的な取組内容等】の第3段落として、次を記述する。 「技能講習等の一部の講習は受講資格が必要ですが、特別教育や通達に基づく安全衛生教育は受講できます。」	ご提案の内容は技能講習や特別教育等の詳細な補足となるので原案のままとさせていただきます。	樋野委員
⑭ 1-1-3	p.5	解説書（事業者向け）	作業そのものについての研修を受けることも安全の向上に重要なので、明記すべき。例えば、またの一文のあとに、「なお、作業そのものの習熟化や効率化を図るための研修を受けることも、結果的に安全の向上に繋がりますので、技術向上に向けた研修も適宜実施しましょう」を追記したらどうか。	ご指摘を踏まえ「具体的な取組内容等」に以下を追記します。 <反映案> なお、作業そのものの習熟化や効率化を図るための研修を受けることも、結果的に安全の向上に繋がりますので、技術向上に向けた研修も適宜実施しましょう。	吉田委員
⑮ 1-1-3	p.5	解説書（事業者向け）	「・・・特別の教育を行う義務があります（労働安全衛生法第59条第3項）。」の次に、特別教育を四角で囲んで例示してはどうか。（安衛則第36条第6号の2：伐木等機械の運転の業務、安衛則第36条第6号の3：走行集材機械の運転の業務、安衛則第36条第7号の2：簡易架線集材装置等の運転の業務、安衛則第36条第8号：伐木等の業務 等）	ご指摘を踏まえ「特別教育が必要な主な業務」に以下を追記します。 <反映案> ・伐木等機械の運転の業務 ・走行集材機械の運転の業務 ・簡易架線集材装置等の運転の業務 ・伐木等の業務 等	樋野委員
⑯ 1-1-3	p.5	解説書（事業者向け）	【新任職長等に対する教育】新たに・・・義務があります（労働安全衛生法第60条）の次に、改行して、「（参考）行政指導として厚生労働省の通達に基づいて行う安全衛生教育として刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育等があります。」を加える。 【理由】受講者数も多い重要な教育であるため。	参考「法令上の主な義務等」の【新任職長等に対する教育】は、林業は該当しないので削除し、新たに【通知にもとづく教育】を追記します。 <反映案> 【通知にもとづく教育】 事業者は、「就業制限業務又は特別教育を必要とする危険有害業務に準ずる危険有害業務に初めて従事する者に対する特別教育に準じた教育」の一つとして、刈払機取扱作業員に対して、その安全衛生に関しての必要な知識を付与するため安全衛生教育を実施するよう通知が定められています。（安全衛生教育等推進要綱）	樋野委員
⑰ 1-1-4	p.6	解説書（事業者向け）	「具体的な取組内容等」を正確に記載していただきたい。本文ではチェーンソー作業（のすべて）が技能講習や免許の対象であるかのように読み取れる。労働安全法令に即して誤解のないよう記載していただきたい。労安則では特別教育は資格として位置づけられていないのではないかな。	ご指摘を踏まえ「具体的な取組内容等」を修正します。 <反映案> 法令で免許が必要とされている架線作業、技能講習が必要とされているフォークリフトの運転、特別教育が必要とされているチェーンソー作業などを有資格者・受講者以外の者が行うことは禁止されています。	飛山委員
⑱ 1-1-4	p.6	解説書（事業者向け）	①「就業規則」を【就業制限】にする。 【理由】法令上の用語の誤り。 ②「チェーンソー取扱業務」を削除する。 【理由】法令の適用の誤り。（労働安全衛生法第61条） 表の中に、以下を加える。 ・林業架線作業主任者（免許） ・はい作業主任者（技能講習）	ご指摘を踏まえ修正します。	樋野委員
⑲ 1-1-5	p.6	作業安全規範（個別規範）	作業計画、ハザードの共有を周知徹底する必要がある。	ご指摘は個別規範でいただいている所ですが、ご指摘の趣旨を踏まえ、解説部分の「具体的な取組内容等」に追記します。 <反映案> 朝礼やミーティング等を活用し、作業内容やスケジュールとともに、安全意識を周知・徹底しましょう。その際、繁忙期や季節特性などの作業事故の発生傾向や現場の危険箇所の状況を踏まえ、具体的な注意喚起を行いましょう。	上村委員
⑳ 1-2-2	p.1,8	解説書（事業者向け）	【具体的な取組内容等】を以下のとおり修正する。①「取扱説明書等の確認や」を「法令・ガイドライン、取扱説明書等の確認や」に修正する。②第1段落の最後に、「また、チェーンソー等の振動工具については、振動障害予防についてのガイドライン等も周知しましょう。」を追加する。③第3段落として、次を追加する。「また、チェーンソーを取り扱う業務、車両系木材伐出機械の運転の業務は、1-1-3の教育と併せて取り組みましょう。」を追加する。 【理由：法令、ガイドライン上の安全措置を遵守する必要を明確にするため。】	本項目は機械の取扱説明書の確認等を想定している部分です。ご意見については、「はじめに」の中で労働安全衛生法令に加えて「ガイドライン」を記載します。また、1-2-1「関係法令を遵守する」の中で、ガイドラインについても記載します。	樋野委員
㉑ 1-2-3	p.9	解説書（事業者向け）	ヘルメットと保護帽の併記があるが、保護帽に統一する	最初に出てくるヘルメットを「ヘルメット（保護帽）」とし、その後に出てくる保護帽はヘルメットに統一します。	飛山委員
㉒ 1-2-3	p.9	解説書（事業者向け）	「保護具等」とは・・・⇒労安則に即した書きぶりにすべき。	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」にあわせた書きぶりとしていますので原案のとおりとします。	飛山委員
㉓ 1-2-3	p.9	解説書（事業者向け）	義務化されていない方についても保護具等の着用・・・⇒労働安全衛生法令の適用になっていない方にも保安帽、保護具等の着用・・・	ご指摘を踏まえ修正します。 <反映案> 雇用のない一人親方や家族経営の方など、労働安全衛生法令の適用になっていない方についても保護具等の着用にも努めましょう。	飛山委員 川端委員
㉔ 1-2-3	p.9	解説書（事業者向け）	保護具については、規則で、事業者が労働者に着用させること、その場合に労働者は着用することとされ、使用者、労働者ともに着用が義務付けされていますが、「義務化されていない方についても・・・」と記述されていますが、どのような者を対象とした記述なのか、具体的に例示を記述してはどうか。		
㉕ 1-2-5	p.11	作業安全規範（個別規範）	水分だけでなく塩分なども必要ではないか。	■ ご指摘を踏まえ「塩分」について追記します。また、解説部分の「取組の必要性」でも「塩分」を追記します。 ■ 1-4-2の「具体的な取組内容等」にも「塩分」を追記します。	上村委員

該当箇所	該当ページ	資料種類	ご意見	対応の考え方	委員
26 1-2-5	p.11	解説書（事業者向け）	「取組の必要性」で、「特に、冷暖房の効かない」の文言は、現場ではエアコンがあるわけではないので必要なのではないか。	ご指摘を踏まえ「取組の必要性」の「特に冷暖房の効かない」部分を削除するとともに、「具体的な取組内容等」について修正します。 <反映案> 特に、夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症を予防するため、空調服を着用したり、休憩をこまめに取り、水分や塩分を摂取する等の工夫をしましょう。	吉田委員
27 1-2-5	p.11	解説書（事業者向け）	「具体的な取組内容等」で、熱中症を予防するために、「空調服等を着用したり」と加えてはどうか。		吉田委員
28 1-2-6	p.12	作業安全規範（個別規範）	第三者等によるチェックを受けるとあるが、チェック及び指導を受けるではないか。	ご指摘を踏まえ「チェック及び指導を受ける」に修正します。	吉田委員
29 1-2-6	p.12	解説書（事業者向け）	「取組の必要性」で、第三者等に事業場等の「チェックを受ける」だけでなく、「指導を受ける」ことも重要ではないか。	ご指摘を踏まえ「取組の必要性」、「具体的な取組内容等」を修正します。 <取組の必要性の反映案> 作業安全対策に知見のある第三者等に事業場等のチェック及び指導を受けることは、・・・非常に効果的です。 <具体的な取組内容等の反映案> 安全対策に係る専門的な知見を有する第三者等によるチェック及び指導を受けましょう。	吉田委員
30 1-2-6	p.12	解説書（事業者向け）	「無料で・・・安全診断・・・補助事業もあります」は、前段の記述と重複しているので、削除してはどうか。	ご指摘を踏まえ削除します。	川端委員
31 1-2-6	p.12	解説書（事業者向け）	安全管理士の記述は、下線を追加願います。 「全国7地区に安全管理士が駐在し、労働災害防止団体に基きき地区内の安全衛生に関する技術指導・教育等を行っています。」	ご指摘を踏まえ「労働災害防止団体に基きき」を追記します。	樋野委員
32 1-3-2	p.13	解説書（事業者向け）	取組の必要性で 使用前又は定期的に行う点検・整備に加え、「最適な状態で保管する」ことも重要ではないか。	ご指摘を踏まえ「取組の必要性」を修正します。 <反映案> 機械や刃物等の不具合が発生すると、事故が発生しやすい不安全状態となり、生産性の低下にもつながります。そのため、使用前又は定期的に行う点検・整備を行い最適な状態で保管し、不具合を防止することが重要です。	吉田委員
33 1-3-2	p.13	解説書（事業者向け）	「義務のないものであっても・・・」について、災害リスク等が高いと思われる点検義務のない機械器具を例示してはどうか。	ご指摘を踏まえ「具体的な取組内容等」を修正します。 <反映案> 法令上義務のないチェーンソーであっても、リスクや使用頻度や耐久性を考慮し、始業前点検や定期点検を実施しましょう。	川端委員
34 1-3-2	p.14	解説書（事業者向け）	「定期自主検査」ではなく「検査」に修正。 【理由】法令上の用語にあわせるため。	ご指摘を踏まえ修正します。	樋野委員
35 1-3-3	p.14	作業安全規範（個別規範）	「無人化機器」の普及が進んでいるとは言えない現状であり、また解説書の該当項で取組内容に何ら言及していないことから、規範に例示することは無理があるのではないか。	ご指摘を踏まえ「無人化機械」を削除します。 <反映案> 1-3-3 資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	川端委員
36 1-3-3	p.14	解説書（事業者向け）	既に規範の解説資料には書いていただいているが、重要なので重ねて申しあげる。「人間はミスをするものなので、ミスが事故に結びつきにくい安全に配慮した機械を選択して欲しい。私は、作業安全は、機械や設備で対応するのが基本だと考えている。」	貴重なご意見として賜ります。	梅崎委員
37 1-4-1	p.16	解説書（事業者向け）	※ 他の従業員がいない場合・・・⇒トル（一人親方でも環境の改善は必要）	ご指摘を踏まえ「※他に従業員がいない場合」について削除します。	飛山委員
38 1-4-2	p.17	解説書（事業者向け）	「意識的な水分補給」⇒「意識してこまめな水分補給」	ご指摘を踏まえ「意識してこまめな水分や塩分補給」と修正します。	飛山委員
39 1-4-4	p.17	解説書（事業者向け）	ガイドラインでは、作業現場の調査・記録を行い、作業者が共有することが推奨されており、危険箇所だけでなく、現地の地形特性等の事前把握とその記録、共有の有効性にも言及してはどうか。	ご指摘を踏まえ「取組の必要性」に「記録、共有」を追記します。 <反映案> 事故を防ぐためには、現場の作業環境において、どのような危害要因（危険な場所、危険なもの、危険な状態）があるか、どの程度危ないのかを記録、共有し可能な限り作業環境を改善・整備するとともに注意喚起を行うなどのリスクアセスメントに取り組む必要があります。	川端委員
40 1-4-4	p.18	解説書（事業者向け）	「迅速な緊急搬送」⇒「安全・迅速な搬送」	ご指摘を踏まえ「安全・迅速な搬送」と修正します。	飛山委員
41 1-5-1	p.20	作業安全規範（個別規範）	「ヒヤリハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、「ヒヤリハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。」とします。また、解説部分の「取組の必要性」で「危険予知能力を高める」旨を追記します。 <反映案> 「ヒヤリ・ハット」とは、事故にまでは至らないものの、事故が発生する可能性が高かったと感じた事象です。ハインリッヒの法則では、「1件の重い災害の背後には、29回の軽傷（応急手当だけですむかすり傷）、傷害のない事故が300回起きている。」と言われ、軽微な事故事例やヒヤリ・ハット事例も、危険要因を把握し、対策を講じることが出来る貴重な情報です。これを活用して、再発防止や未然防止に役立てるとともに、個々人の危険予知能力を高めることが重要です。	上村委員
42 1-5-1	p.17,20	解説書（事業者向け）	ヒヤリハット事例の活用とともに、現場段階でも取組が進められているリスクアセスメントの有効性にも言及してはどうか。	1-4-4にリスクアセスメントの取組を記載していますが、リスクアセスメントの重要性が伝わるように、「リスクアセスメント」という文言を「取組の必要性」に明記します。 <反映案> 事故を防ぐためには、現場の作業環境において、どのような危害要因（危険な場所、危険なもの、危険な状態）があるか、どの程度危ないのかを記録、共有し可能な限り作業環境を改善・整備するとともに注意喚起を行うなどのリスクアセスメントに取り組む必要があります。	川端委員
43 1-5-1	p.21	解説書（事業者向け）	「29回の軽傷（応急手当だけですむかすり傷）」⇒「29回の軽微な事故」	厚生労働省「職場の安全サイト」から引用していますので原案のままとさせていただきます。	飛山委員

該当箇所	該当ページ	資料種類	ご意見	対応の考え方	委員
④④ 2-2-1	p.23	解説書（事業者向け）	作業現地での無線通話や携帯電話通話可能な箇所の把握、作業者への周知などについて言及してはどうか。	ご指摘を踏まえ「具体的な取組内容等」に追記します。また、参考「法令上の主な義務等」に「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」を追記します。 <反映案> 【具体的な取組内容等】 作業事故が発生した場合の対応について、段階的に必要となる被災者の救護・搬送、家族や労働基準監督署等への連絡、事故状況の把握・原因調査、労働基準監督署への届出、再発防止策の検討と実施等の手順や連絡先等をあらかじめ整理し、関係者に周知しておきましょう。 また、内容を定期的に見直しましょう。 ※ 無線や携帯電話の通話可能な箇所の把握・周知も重要です。	川端委員
④⑤2-3-1	p.24	解説書（事業者向け）	「他の従業者が兼務」⇒「他の従業者の代替が」	ご指摘を踏まえ「代替」に修正します。	飛山委員

○事業者団体向け					
④⑥ 1-6	p.2,4	解説書（事業者団体向け）	厚生労働省との連携についてこれまで発言してきたところ。行政機関には厚生労働省が入っているのだから明記をお願いする。	ご指摘を踏まえ事業者向けも含め「厚生労働省」について明記します。 <反映例> 1-1 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。 【具体的な取組内容等】 作業事故防止に向けたスローガンを掲げる等の団体独自の活動の実施や、林野庁、厚生労働省、都道府県（以下「行政機関」という。）、林業・木材製造業労働災害防止協会（以下「林災防」という。）等が作成したパンフレット等の啓発資材の紹介、構成員を参集する会議等における専門家の講演等実施しましょう。	吉田委員

○その他					
④⑦		チェックシート（共通）	補助事業等でのクロスコンプライアンスの活用にあたっては、要件化する項目の選択を慎重に行っていただきたい。	クロスコンプライアンスの活用にあたっては、まずは事業者の意識を向上させる観点から、チェックシートの提出を求めることで、規範について周知を図ることとしたいと考えています。 その上で、規範の各項目の実施状況等を踏まえ、一定の期間が経過後、次のステップとして、各補助事業の内容等に応じて必須項目を設定することを想定しているところです。	飛山委員
④⑧		チェックシート（共通）	規範のクロスコンプライアンスへの活用はどのような手法で行う考えか。補助事業申請等でのチェックシート活用する場合、要件化された項目の取組内容の評価はどのように行うのか。安全関係監督官庁との関係はどうか。国有林の総合評価方式入札、一般競争入札での適用についてはどうか。		川端委員
④⑨ 1-2-2	p.8	作業安全規範（個別規範）	林業機械の取扱説明書は機械の操作桿やスイッチ類と作業機の動きを解説することを主目的としており、行いえる様々な作業のリスクを網羅しているわけではない。機械と作業および現場の特性に応じた安全性向上のための教材が必要である。	貴重なご意見として賜ります。	上村委員
⑤⑩ 1-4-3	p.17	作業安全規範（個別規範）	明文化、可視化を事業者に求めるだけでなく共通の教材を作ることが必要ではないか。		上村委員